

発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱

令和2年4月17日付け2農畜機第403号
一部改正 令和3年3月25日付け2農畜機第7014号
一部改正 令和4年3月29日付け3農畜機第6875号

新型コロナウイルス感染症については、連日、感染者が確認される状況にあり、畜産農場の経営者等に感染症が確認された場合、経営者も含む従業員が一定期間隔離され、家畜の飼養管理が困難となり、畜産物の生産が停止する恐れがあるところである。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、このような事態を回避し、消費者に安定的に国産畜産物を供給するため、新型コロナウイルス感染者等が確認された畜産経営体における経営の継続を支援するための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

- 1 発生農場酪農経営継続支援対策事業
別添1のとおり。
- 2 発生農場肉用牛経営継続支援対策事業
別添2のとおり。
- 3 発生農場養豚経営継続支援対策事業
別添3のとおり。
- 4 発生農場家きん経営継続支援対策事業
別添4のとおり。
- 5 発生飼料生産組織機能継続支援対策事業

別添5のとおり。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年4月17日付け2農畜機第403号)

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年2月1日から適用する。
- 2 別添1から別添5までの第2の1の事業について、令和2年2月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定の基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。

また、別添1から別添5までの第2の2の事業について、令和2年4月17日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定の基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。

これらの場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則 (令和3年3月25日付け2農畜機第7014号)

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 別添1から別添5までの第2の1の事業について、新型コロナウイルス感染症の感染、又は感染者と濃厚接触が確認された日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)13の規定の基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行

うものとする。

また、別添1から別添5までの第2の2の事業について、令和3年4月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定の基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。

これらの場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和4年3月29日付け3農畜機第6875号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 別添1から別添5までの第2の1の事業について、新型コロナウイルス感染症の感染又は感染者との濃厚接触が確認された日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定の基づく着手の手続きについて、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。

また、別添1から別添5までの第2の2の事業について、令和4年4月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定の基づく着手の手続きについては、同規定に関わらず補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。

これらの場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。